

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 再雇用制度規程

(目的)

第1条 この規程は、正規職員就業規則第16条第5項、准正規職員就業規則第16条第5項に基づく再雇用制度について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会を定年以外の事由により退職した者に適用する。

(資格要件)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 入社後1年以上在職したこと。

(2) 退職の理由が妊娠、出産、育児、介護、病気療養、その他本会が認めた理由であること。

(3) 退職理由となった事情が解消し、職場復帰する環境が整っていること。

(4) 心身ともに健康であり、職務遂行に支障がないこと。

(5) 退職後の期間が10年を超えていないこと。

(6) 再雇用時の年齢が定年以下であること。

(再雇用の手続き)

第4条 再雇用を希望する者は、書面により申し出るものとする。

(再雇用の決定)

第5条 再雇用希望者から応募があった場合、原則通常の採用手順を経て再雇用を決定するものとする。ただし、本会在職中の勤務内容を勘案し本会が不要と認めた場合、採用手順の一部を省略することがある。

(再雇用時の処遇・賃金)

第6条 再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、俸給、退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定するものとする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。